

第1日目（11月5日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。ただいまから平成27年第2回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は、26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、副市長、公務のため欠席、病院事業管理者、公務のため欠席、大和市民センター長、病気療養のため欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号7番・桑原圭美君及び議席番号8番・山田勝君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本臨時会の会期は本日11月5日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日11月5日の1日間と決定いたしました。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、報告第6号 所掌事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。議会運営委員長・黒滝松男君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○黒滝議会運営委員長 おはようございます。それでは、所掌事務に関する調査の報告についてを説明いたします。平成27年9月定例会におきまして当委員会に付託されました継続調査、事件について下記のとおり議会運営委員会を開催し調査研究を行いましたので、その結果を会議規則第103条の規定によりまして報告させていただきます。

調査の事項でございますけれども、1番として平成27年第2回南魚沼市議会臨時会の運営についてでございます。（1）番目として付議事件の概要について、（2）番目として会期及び議事日程について、（3）番、後期高齢者医療広域連合議員及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合議員の選挙について、（4）番目として議員発議（条例の一部改正）についてでございます。2番目としてその他でございます。

調査の状況でございますが、期日は平成27年10月27日火曜日でございます。委員の出席状況につきましては、8名全員の方から出席をいただきました。なお、正副議長からも出席をいただいております。調査の内容でございますけれども、執行部の出席を求めまして、臨時会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査の検討を行いました。以上でございます。

ます。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で所掌事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 日程第5、発議第8号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

議会運営委員長。

○黒滝議会運営委員長 それでは、南魚沼市議会委員会条例の一部改正について発議第8号でございますが、3つほどありますのでちょっと時間がかかるかもしれませんが、簡潔に説明をさせていただきたいと思います。

今、話をしましたように、今回の改正の内容につきましては、大きく分けて3点でございます。1つ目が産業建設委員会の所管について表記を適正なものに改め、あわせて南魚沼市水道事業の設置等に関する条例を改正するものでございます。2つ目として、常任委員会常任委員及び議会運営委員の任期を新たな委員の選任とともに切りかえる内容を追加するものでございます。3つ目が議会運営委員会の定数を改めるものでございます。

それでは、資料の4ページ目を見ていただきたいと思います。新旧対照表のほうで説明をいたします。第2条第2項第2号は、産業建設委員会の定員及び所管を定めるものでございますが、エをオに繰り下げまして、エに「水道課の所管に関する事項」を追加いたします。現在市には南魚沼市部制条例に規定されております、企業部と南魚沼市水道事業の設置に関する条例に規定される2つの別の企業部が存在しております。しかし、現行の委員会条例では企業部に関する事項とあるだけで、どちらの企業部を指すのか、また両方指すのか明確ではございません。そこで、附則で南魚沼市水道事業の設置等に関する条例に規定される企業部を水道課に改め、本条例に、エ「水道部の所管に関する事項」を追加することにより所管をはっきりさせるものでございます。

第3条につきましては、常任委員の任期を定めるものでございますが、2項を3項に繰り下げまして、「2 常任委員の改選が任期満了の前に行われた場合における前任の常任委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、当該改選が行われたときまでとする。」との条項を追加いたします。現状では、旧委員の任期が満了するまでに新委員での委員会が開けないと委員長を決定できません。また、臨時会を開く日にも制限ができますし、その結果新旧委員の任期に差が出るということも考えられます。そこで、新旧委員の任期に差が出にくいよう、常任委員の改選によりまして任期の切りかえについて改正するものでございます。

また、議会運営委員の任期については、第4条第3項によりまして、第3条の規定に準用すると定められておりますので、第3条の改正によりまして同じ内容が適用されます。第4

条第2項議会運営委員の定数を定めるものでございますが、議会のさらなる円滑な運営を図るため、会派が増えたということを受けまして、定数を8から9へ改めるものでございます。

続きまして、第7条、15条、28条につきましては、表記の方法をほかの条例と統一するために整理するものでございます。現行の委員会条例を見てもらうとわかりますように、同条例中の条項を引用する際に、条に続きまして括弧の次に見出しを引用しております。例えば第7条第4項では、第3条第2項を引用するに際しまして、第3条（常任委員の任期）第2項と引用しております。当市のほかの条例では見出しは引用していない記載方法をとっておりますので、記載方法の統一を図るために見出しを削るものでございます。

次のページでございますが、南魚沼市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。6ページになりましょうか。こちらは附則で改正を行うものでございまして、先ほど説明をしたように2つの企業部が存在しているものでございまして、混乱のもととなりますので第3条で規定する企業部を水道課と改正するものでございます。それにより水道事業の中には部がなくなるために第3条2項の規定は必要なくなり削除をいたします。説明は以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

発議第8号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

○議 長 暫時休憩いたします。

〔午前9時41分〕

○副 議 長（牧野 晶君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前9時57分〕

○副 議 長 議長・関常幸君から議長の辞職願が提出されています。

○副 議 長 お諮りいたします。

議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ち

に議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副 議 長 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、関常幸君の退場を求めます。

〔関常幸君退場〕

○副 議 長 事務局長に辞職願を朗読させます。
議会事務局長。

○議会事務局長 では、議長の辞職願を朗読いたします。

平成27年11月5日、南魚沼市議会副議長牧野晶殿。南魚沼市議会議長関常幸。辞職願 このたび都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いいたします。

以上です。

○副 議 長 お諮りいたします。

関常幸君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、関常幸君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

○副 議 長 関常幸君の入場を認めます。

〔関常幸君入場〕

○副 議 長 ただいま議長が欠員となりました。

○副 議 長 お諮りいたします。

議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○副 議 長 暫時休憩いたします。追加日程の資料を配付いたしますので、そのままお待ちください。

〔午前9時58分〕

○副 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前10時01分〕

○副 議 長 追加日程第2、選挙第1号 議長の選挙についてを行います。

事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長 選挙第1号 議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、南魚沼市議会議長を選挙する。平成27年11月5日提出。南魚沼市議会副議長牧野晶。
以上です。

○副議長 選挙は投票で行います。

○副議長 議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長 ただいまの出席議員数は26名であります。

○副議長 次に、立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号9番・笛木晶君及び議席番号10番・林茂男君を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○副議長 投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○副議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

○副議長 投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

異常なしと認めます。

○副議長 ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票してください。

〔投票〕

投票漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

○副議長 開票を行います。笛木晶君、林茂男君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔笛木晶君及び林茂男君立ち会いの上、開票〕

○副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数26票、有効投票26票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち山田勝君14票、牧野晶12票。以上のおりです。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、山田勝君が議長に当選いたしました。

○副議長 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長 ただいま議長に当選された山田勝君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

○副 議 長 当選人、山田勝君から演壇において当選の挨拶をお願いいたします。

8 番・山田勝君。

○山田 勝君 ただいま議長選挙におきまして、当選させていただきました山田勝です。本当に多くの方のご賛同をいただきまして、これから一生懸命議会運営をやっていかななくてはいけないのだと、先ほど述べました所信表明の中の実行を1歩ずつ、皆様の協力を得ながら、皆様とともに議論しながら進めていきたいと思っております。どうかご協力をお願いしたいと思います。

また、市長初め職員の皆様、市民のためという目指すところは一緒であります。一緒に政策を考え、そして市民のためにやっていける執行部であり、議会でありたいというふうに考えております。皆様の力をお貸してください。一生懸命やっけてまいります。よろしく申し上げます。

〔拍手〕

○副 議 長 ただいま議長が決まりましたので、今度は私から副議長職の辞職願を議長に提出させていただきます。

それでは山田勝議長、議長席におつきをお願いいたします。

〔議長交代〕

○議 長（山田 勝君） それでは暫時休憩とします。

〔午前 10 時 13 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前 10 時 14 分〕

○議 長 副議長牧野晶君から副議長の辞任願が提出されました。

○議 長 お諮りいたします。

副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議 長 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、牧野晶君の退場を求めます。

〔牧野晶君退場〕

○議 長 それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 辞職願を朗読いたします。

平成27年11月5日、南魚沼市議会議長山田勝殿。南魚沼市議会副議長牧野晶。辞職願 このたび都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いいたします。

以上です。

○議 長 お諮りいたします。

牧野晶君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、牧野晶君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

○議 長 牧野晶君の入場を認めます。

〔牧野晶君入場〕

○議 長 ただいまの副議長辞職によりまして、副議長が欠員となりました。

○議 長 お諮りいたします。

副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○議 長 暫時休憩いたします。追加日程等の資料を配付いたしますので、そのままお待ちください。

〔午前10時16分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午前10時20分〕

○議 長 ここで事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会事務局長。

○議会事務局長 追加日程第4以降の配付案件には議長の氏名が記入されておりませんので、各人で当該箇所に「山田勝」と議長名を記入されるようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 追加日程第4、選挙第2号 副議長の選挙についてを行います。

事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長 選挙第2号 副議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、南魚沼市議会副議長を選挙する。平成27年11月5日提出。南魚沼市議会議長山田勝。

以上です。

○議 長 選挙は投票で行います。

○議 長 議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。

○議 長 次に立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会

人に議席番号 11 番・鈴木一君及び議席番号 12 番・塩谷寿雄君を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議 長 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

○議 長 投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

投票箱異常なしと認めます。

○議 長 ただいまから投票を行います。議席番号 1 番の議員から順番に投票してください。

〔投票〕

○議 長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

○議 長 開票を行います。立会人兩名の立ち会いをお願いいたします。

〔鈴木一君及び塩谷寿雄君立ち会いの上、開票〕

○議 長 それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数 26 票、有効投票 26 票、無効投票ゼロ。有効投票のうち黒滝松男君 26 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 7 票であります。よって、黒滝松男君が副議長に当選されました。

○議 長 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議 長 ただいま副議長に当選されました議席番号 14 番・黒滝松男君が議場におられますので、会議規則第 32 条 2 項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

○議 長 副議長に当選されました黒滝松男君から、演壇において当選の挨拶をお願いいたします。

14 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 改めまして、本当に全員の方から賛同いただきまして、推挙していただきました。大変ありがとうございます。先ほども話をしたように、まだまだ若輩者でございますが、皆さんの期待を一身に受けて、精一杯市民のため一生懸命に頑張る覚悟でございます。皆様方の増々のご支援、ご協力と、執行部のそれぞれの皆さん方に今後のまたご協力をお願い申し上げます。当選の挨拶とさせていただきます。今後よろしく願いいたします。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 休憩いたします。会議の再開は10時50分とします。

〔午前10時30分〕

○議 長 それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午前10時50分〕

○議 長 日程第6、報告第7号 常任委員会委員の選任についてを行います。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

○議 長 日程第7、報告第8号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。お手元の丸正の選任についてという資料を確認してください。議会運営委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

○議 長 ここで各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。休憩後の再開を11時30分といたします。休憩といたします。

〔午前10時53分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時38分〕

○議 長 日程第8、報告第9号 常任委員会の正副委員長の選任についてを行います。事務局長に報告させます。

議会事務局長。

○議 会事務局長 それでは報告いたします。報告第9号の記の空欄部分に各自ご記入をお願いします。敬称は略させていただきます。

報告第9号 常任委員会の正副委員長の選任について。南魚沼市議会委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会の正副委員長が選任されたので、下記により報告する。平成27年11月5日提出。南魚沼市議会議長山田勝。

総務文教委員会委員長・塩谷寿雄、副委員長・塩川裕紀、産業建設委員会委員長・鈴木一、副委員長・清塚武敏、社会厚生委員会委員長・腰越晃、副委員長・寺口友彦。

以上です。

○議 長 常任委員会の正副委員長については、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。ここで各常任委員長から登壇し挨拶をしていただきたいと思います。

まず、総務文教委員長・塩谷寿雄君。

○議 塩谷総務文教委員長 ただいま総務文教委員長になりました塩谷です。社会厚生委員長に引き続き総務文教委員長という大役を受けさせていただきました。しっかり委員会をまとめて市の発展のために努めていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いたします。

〔拍手〕

○議 長 次に産業建設委員長・鈴木一君。

○鈴木産業建設委員長　ただいま産業建設委員長に任命いただきました鈴木です。それこそ副議長も言われていましたが、年はくっていますけれども、まだまだ議員としては6年そこそこであります。市民病院の開設時にも言っておられましたけれども、アメリカ16代大統領リンカーンの言葉どおり、やはり市政に尽くしていきたいと思っています。そのためにも皆様からのご指導、ご鞭撻を引き続き賜りますようお願いして挨拶にかえさせていただきます。

〔拍手〕

○議　　長　　続きまして社会厚生委員長・腰越晃君。

○腰越社会厚生委員長　ただいま社会厚生委員会で委員長職を拝命しました腰越です。社会厚生委員会は幅広い分野を抱えております。しっかりと委員会活動をしながら市民の付託そして医療・介護、そうした各分野の充実に努めてまいりたい、そう思っております。委員各位を初め議員各位のご指導とご協力をお願いし、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。

〔拍手〕

○議　　長　　以上で常任委員会の正副委員長の選任についてを終わりにいたします。

○議　　長　　続きまして日程第9、報告第10号　議会運営委員会の正副委員長の選任についてを行います。事務局長に報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長　朗読を省略しまして、当選者のみ報告させていただきます。敬称を略させていただきます。

委員長・佐藤剛、副委員長・今井久美。以上です。

○議　　長　　議会運営委員会の正副委員長については、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。

ここで議会運営委員長・佐藤剛君から登壇し挨拶をしていただきます。

6番・佐藤剛君。

○佐藤議会運営委員長　ただいま議会運営委員長に選任していただきました佐藤でございます。多くの先輩議員がおられる中で議会運営委員長という重責をいただきまして、本当に責任の重さを感じているところであります。中立公正な議会づくりと、そしてまたスムーズで融和のとれた議会運営に努めてまいりたいと思います。

また、この2年間の議会運営委員会に課された任務といたしましては、今まで進めてきました議会改革、そしてその中で開かれた議会を目指して議会改革を進めてきたわけでありませけれども、その議会改革の流れをとめることなく、さらに充実させていくという大きな課題があるわけでありますので、皆様方のご協力を得ながら、そしてまたご指導をいただきながら議会運営をやっていききたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしく申し上げます。

〔拍手〕

○議　　長　　以上で議会運営委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議 長 追加資料配付のため暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

[午前 11 時 45 分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午前 11 時 48 分]

○議 長 南魚沼市長から新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員 1 名及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員 1 名の選出依頼が本日付でございました。

○議 長 お諮りいたします。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、それぞれ追加日程第 5 及び追加日程第 6 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員選挙についてを日程に追加し、それぞれ追加日程第 5 及び追加日程第 6 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○議 長 追加日程第 5、選挙第 3 号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを行います。

○議 長 お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

○議 長 お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

○議 長 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に腰越晃君を指名します。

○議 長 お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました腰越晃君を新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました腰越晃君が新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

○議 長 ただいま新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました腰越晃君が議場におられます。会議規則第 32 条 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

○議 長 追加日程第6、選挙第4号 魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の選挙についてを行います。

○議 長 お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

○議 長 お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

○議 長 魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に腰越晃君を指名します。

○議 長 お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました腰越晃君を魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました腰越晃君が魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に当選されました。

○議 長 ただいま魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に当選されました腰越晃君が議場におられます。会議規則第32条2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議 長 昼食のため暫時休憩いたします。昼食後の再開は13時10分といたします。

〔午前11時53分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後1時10分〕

○議 長 引き続きとなりますが、暫時休憩といたします。

〔午後1時10分〕

○副 議 長（黒滝松男君） それでは、議長を交代いたしました。休憩前に続きまして会議を開きます。

〔午後1時10分〕

○副 議 長 ただいま議長山田勝君から、常任委員会委員を辞任したい旨の辞職願が提出されました。

○副 議 長 お諮りいたします。議長の常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し追加日程第7とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副 議 長 続いてお諮りいたします。議長山田勝君から、人口減少対策調査特別委員を辞任したい旨の願いも提出されました。人口減少対策調査特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、人口減少対策調査特別委員の選任についてを追加日程第8として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副 議 長 暫時休憩いたします。追加日程の資料を配付しますので、そのままお待ちください。

〔午後1時10分〕

○副 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後1時13分〕

○副 議 長 追加日程第7、許可第1号 議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、山田勝君の退場を求めます。

〔山田勝君退場〕

○副 議 長 事務局長に辞任願を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 朗読いたします。

平成27年11月5日 南魚沼市議会副議長黒滝松男殿。南魚沼市議会議長山田勝。辞任願。

このたび、総務文教委員会委員に選任されましたが、議長という職責上、委員を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副 議 長 お諮りいたします。本件は申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、山田勝議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○副 議 長 山田勝君の入場を認めます。

〔山田勝君入場〕

○副 議 長 暫時休憩いたします。

〔午後1時15分〕

○議 長（山田 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後1時15分〕

○議 長 追加日程第8、報告第11号 人口減少対策調査特別委員会の選任についてを議題といたします。人口減少対策調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明をしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第 10、第 93 号議案 平成 27 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 93 号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は歳入歳出とも病院事業会計の市民病院外構整備工事の増額にかかるものであります。歳入では、市債に合併特例債の対象となる病院事業対策費の出資金分の 1,530 万円を計上いたしました。歳出では、六日町バイパス工事の進捗状況から、外構整備工事において歩行者通路の確保が必要となったこと、それに伴い消雪パイプ等の工事も必要となり、前倒しによる外構工事が大幅に増えたことから、その増額分の財源として病院事業対策費に補助金 223 万 1,000 円、あわせて出資金 1,530 万円の合計 1,753 万 1,000 円を計上いたしました。

なお、財源調整として予備費から 223 万 1,000 円を減額したところであります。これによりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,530 万円を追加し、総額を 354 億 6,384 万 3,000 円としたいものであります。詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第 93 号議案 平成 27 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明を申し上げます。なかなかこれ以上詳しくはなりません、補足といたしまして説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

事項別明細書でご説明申し上げますので、最初に 8 ページ、9 ページをお願いいたします。2 の歳入からご説明を申し上げます。20 款市債であります。1 項 1 目合併特例債のまちづくり建設事業債 1,530 万円は、新市立病院建設にかかる事業費増分の病院事業債対象分の 4 分の 1 を出資するための起債でございます。歳入の補正は以上でございます。

めくっていただきまして 10、11 ページをお願いいたします。3 の歳出についてご説明を申し上げます。歳出では 4 款衛生費 1 項保健衛生費 4 目医療対策費の説明欄丸、病院事業対策費（特別会計繰出金）への 1,753 万円の補正計上でございます。内訳といたしましては、歳入で起債いたしました 1,530 万円を、新市立病院整備事業出資金として、残りの不足分を病院事業会計補助金として 223 万円を計上いたしました。次の段、14 款予備費につきましては収支調整のため、223 万円を減額するものであります。以上が歳出の補正でございます。

4ページに戻っていただきまして、第2表地方債の補正でございます。歳入で説明いたしました一番上の欄の合併特例債を1,530万円追加いたしまして、一番下の欄、限度額の合計を51億2,970万円に変更したいものでございます。

1ページに戻っていただきまして、以上によりまして一般会計補正予算第5号は、歳入歳出にそれぞれ1,530万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ354億6,384万3,000円とさせていただきたいものでございます。以上で第93号議案の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、特例債に関連してでありますけれども、外構工事について病院事業会計に繰り出しをするわけでありますが、この外構工事については、外構取り壊しについては総額でおよそ9億4,000万円を見込んで、この部分についてはほぼ100%県負担で行われるであろうというような考えでいたわけでありまして。

今回のような特例債で起債をして、また病院事業会計に繰り出しをするというわけでありましてけれども、この部分については本来であれば県負担でありませぬので、県からの後からの交付金といいますか、そういう形でお金が入ってくるのかと思っていたものでありますけれども、今回は特例債を使って起債をしているということでありまして。そうすると、病院全体の建設の中で、外構取り壊しに対する総事業費9億4,000万円というものに対する県の負担という考え方をどのように捉えたらいいのかということ、確認のつもりでお聞きいたします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 今ほどご指摘のございました外構取り壊しですけれども、これは県立病院跡地の外構取り壊しということでございます。今ここで増額をお願いしている部分は、建物に付随した外構ということで、これは今お話で出ました県負担の部分とは違う部分になりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そういうことになりますと、この病院事業会計で外構工事部分を、要は市の単独事業でありますよね。それに対する特例債ということでありましたけれども、そうすると病院建設の工事費総額が若干増えていくというふうに考えてよろしいわけですね。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 先ほど市長のご説明の中でもありましたように、来年度送りにしていた外構工事を前倒しするということになりますので、総事業費、別個でプラスになるということではなくて、来年度事業分を早めにバイパス工事の関係で手をつけるという内容になっています。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 そうしますと、その辺で、多分工事としてはほぼ終了かと思うわけでありまして、総額ですよ、総額。市民病院の建設、あるいはまたソフトのほうでの今回の開院

にかかわる総額ですけれども、およそどのぐらいになるのか。参考までに聞かせていただきたいと思います。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 どの部分を見るかということもございしますが、とりあえず本体工事、機械、什器類等、これで大体70億円弱ということです。これに、例えば用地補償費ですとか、あそこの道路をつけかえた関係で下水や水道の管を移設した補償費ですとか、それから引越しの委託料、そういったものを全部合わせますと、今のところ74億円ぐらいということで集計になってございます。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 先般の議会でも少し質疑をさせていただきましたけれども、今までの市民病院会計の繰越累積の欠損分があるわけでありまして。監査委員の答弁の中で、これはこれからの事業と今までの事業ということ、ある意味分けるといいでしょうか、ある意味、区別をした中でこれからの経営に前向きに取り組んでいけるような体制というふうに、私は受け取った答弁でございました。これについて市長、それから監査委員のほうで、会計のその辺の区分でありますか、参考までに、もし、案がありましたら聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 このことはやはり新しい病院を立ち上げるにあたって、今、大和病院の欠損といたしますか、13億円強あるわけですね。その中で一番問題になりますのが、一時借入金があります。5億円から6億円の間に常に行ったり来たりしているわけですが、この部分については、私の今の考えでは、でき得れば新年度予算で解消したいと、そういう思いがあります。

それから、新しい病院に機器、機械ですね。医療機器、これが10数億円かかっているわけでありまして、ここの償却が5年ということですね。非常に病院の経営上、重荷になりますので、これらについても何らかの方法を今、考えなければならぬということで、財政と調整をしているというところでありまして。なるべく荷を軽くして、そして新しく出発をしてもらいたい、そういう思いで今、調整を進めているところでありまして。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 新たな形で処理をするという一時借入の分の答弁がございました。やはり帳面上だけでなく、お金の動きを伴うわけでありまして。くれぐれも慎重に——これはもう通り一遍のフレーズではございますが、私どもも市民に説明ができるような形で、また加えて市民病院の経営に、まさに前向きな取り組みができるような形で、本当に慎重にこの辺のことはよく相談しながら進めていっていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それこそ、来年やるやつを前倒ししてやっていくということで、非常にいい点はあると思いますが、ただそうすると、11月にオープンして、それから3か月か4か月使ってみて具合が悪かったところという対応ができなくなっていくわけですね、1つの考

えようになると。例えばですよ。今、正直、基幹病院についても例えば駐車場が今の段階では狭いとか、アプローチがないとか、あとタクシーの車寄せがないとか、そういうふうな声が上がっているわけですが、そういう対応をできれば県のほうにもしてほしいというのがあると同時に、うちの市のほうでも問題があったときに対応できるようにしてほしいわけです。ここを今から手をつけると、本当に難儀になってしまうところがあるのではないかなというふうな思いがありますので、そこを含めながら、ちょっと2点になりますけども、どう対応していくのか。まず市民病院、外構工事の問題があったときの対処をどうしていくのか。あとは基幹病院についてのそういう声も聞いているのかというところもちょっと聞いてみたいです。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 外構工事でございますけれども、今お話が出ましたような例えばロータリーですとかそういった回りの部分、これは県の建物が撤去できませんと手をつけることができません。いわゆるそういった主体となる外構につきましては、平成28年度以降という形になります。今回はバイパス工事に伴いまして、患者さんの動線等で危険な部分が出てくるということで、その辺の工事を前倒しするという部分的なものですので、全体の外構工事にまだ影響を与える部分ではございません。それは今後計画を立てながら、きちんとした設計で検討していきたいというふうに思っています。

また、基幹病院のほうですけれども、これは実は今の和歌山病院の施設の取り壊しといいますか、その辺の利用形態とも絡んでロータリーの部分、まだうちの建物が少し前にあったりということで、なかなか工事ができないという部分もございますので、その辺についてはちょっと、そこがいつ、どうできるのかというあたりはまだ確定はしていませんけれども、そういう部分で一部、利用に支障が出ているという話は伺っています。

ただ、市民病院のほうは、県の建物は全て基本的には来年撤去をして、駐車場、外構を整備するというので計画をしていますので、その辺についてもきちんとした計画を立てた中で、利用しやすいような形でもっていきたいというふうに考えています。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 非常に市民病院のわかりやすい説明でしたし、基幹病院のほうもわかったような気がするのですが、ただ、宙ぶらりん的なことを言っている。実際のところそういうふうな声があるわけですよね。屋根がないとか、そこのところを要望していくのかどうかについてお聞かせ——実際の患者さんのそういうところを要望していくのかどうかについて、また県の考えは今の段階でどうなのか、そこのところはちょっと答えていただきたいのです。

○議 長 病院整備室長。

○病院整備室長 今回の問い合わせですが、基幹病院の玄関前の屋根、キャノピーといいますかこれにつきまして県のほうは計画をしております。ただ、予定しているところは、今、ゆきぐに和歌山病院の歯科のあったところに屋根がつくような形になりますので、ゆきぐに大

和病院の今回 11 月以降、その部分を取り壊した後に屋根がつくというような形で予定されているのを聞いております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 93 号議案 平成 27 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 93 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 94 号議案 平成 27 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 94 号議案につきまして提案理由を申し上げます。この補正は仮設駐車場の整備と、六日町バイパスの市民病院までの竣工により、外構工事の前倒しが必要となったことによるものであります。収益的収支においては、県との土地売却の協議が整ったことから、大和病院事業収入に固定資産売却益 3,498 万円を追加補正いたしました。支出では市民病院において、仮設駐車場の追加整備が必要になったことから、市民病院事業経費を 2,380 万円増額補正するものであります。

資本的収支では大和病院事業における資本的収入の固定資産売却代金について、収益的収支で説明いたしました県への土地売却代金にかかる資本的収入分として 158 万円を増額いたしました。また、市民病院事業における資本的収入の企業債では、外構整備工事分として 4,590 万円を増額し、同事業に対します他会計補助金を 1,753 万円増額するものであります。

次に支出では、市民病院事業における資本的支出の建設工事費において、外構整備工事にかかる消雪用井戸掘削工事の増工分として 2,500 万円、外構工事の前倒し分として 3,920 万円、消雪パイプの増工分として 1,200 万円、合計で 7,620 万円を追加補正するものであります。

これによりまして、収益的収入及び支出において、収入では大和病院事業収益の既決予定額に 3,498 万円を追加し、総額を 32 億 9,169 万円に改め、支出では市民病院事業費用の既決予定額に 2,380 万円を追加し、総額を 15 億 9,422 万円としたいものであります。

また、資本的収入及び支出においては、大和病院事業資本的収入の既決予定額に 158 万円を追加し、総額を 1 億 7,041 万円に、資本的収入の既決予定額に 6,343 万円を追加して、総

額を 30 億 4,945 万円に改め、支出では市民病院事業資本的支出の既決予定額に 7,620 万円を追加いたしまして、総額を 30 億 6,254 万円としたいものであります。

詳細につきまして市民病院事務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは、第 94 号議案 平成 27 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。まず、1 ページのほうをごらんいただきたいと思います。第 1 条は総則でございます。第 2 条の収益的収入及び支出の補正、第 3 条の資本的収入及び支出の補正につきましては、8 ページ以降の実施計画明細書でご説明をさせていただきますと思います。

それではまず 8 ページ、9 ページをごらんいただきたいと思います。まず、収益的収支でございます。収入では大和病院事業収益で 4 項 1 目 1 節の固定資産売却益でございます。これにつきましては、本年度の 2 月、地域医療対策調査特別委員会に資料として提出をさせていただきました部分の土地について、基幹病院建設用地についての県との協議が整いました。結果として、面積で 679 平米増となりまして、売却単価で平米当たり 1,290 円の増となったことから、簿価を上回る部分、売却益として 3,498 万円を増額計上させていただきました。

また、支出のほうでございますけれども、市民病院事業費用の 1 項 3 目 11 節の修繕費に仮設駐車場整備費用として 2,380 万円を追加計上させていただくものです。これにつきましては、当初患者様用の駐車場を県立六日町病院と同程度の 150 台と見込んでおりましたが、実は開院当初、かなり予約制限もしていますが、現在 11 月で 200 人を上回るような予約状況となっております。これに新館が加わるということで、さらに 100 台程度の駐車場を整備して、250 台程度を確保する必要があるため、国交省から今、借りています用地を、さらに 2,800 平米ほど整備するものでございます。

次に 10 ページ、11 ページをごらんいただきたいと思います。資本的収支でございます。収入では、大和病院事業資本的収入におきまして、3 項 1 目 1 節の固定資産売却代金として、基幹病院建設用地の売却代金 158 万円を追加計上いたしました。また、市民病院事業の資本的収入につきましては、1 項 1 目 1 節の企業債として、国土交通省と消雪用井戸の機能補償について協議が整いましたことから、これに伴う起債 750 万円、それから国道 17 号六日町バイパスの竣工が早まったことに伴いまして、当初平成 28 年度工事を予定していました外構工事、これを患者様の動線等の安全を確保するため前倒しで施工させていただくものにかかる起債 2,940 万円、この外構工事に伴う消雪パイプの増工、この起債 900 万円、合計で 4,590 万円を追加計上させていただくものです。また、2 項 1 目 1 節の一般会計繰入金でございます。これらの整備事業にかかる一般会計繰入金といたしまして 1,753 万円を計上したものとなっております。

支出でございます。市民病院事業資本的支出の 1 項 1 目 5 節工事請負費として、国土交通省との消雪用井戸の機能補償について協議が整いました。当初計画は掘削深 48 メートルとい

うことでしたが地盤沈下への影響を考慮しまして、第3帯水層からの取水とするため、掘削深を130メートルとしたことによる増工費2,500万円、それから外構工事の前倒し分3,920万円、この外構に伴う消雪パイプの増工1,200万円、これらを合わせまして7,620万円を追加計上させていただいたものでございます。

次に2ページにお戻りいただきたいというふうに思います。2ページ第4条でございます。企業債の補正でございます。ただいまご説明申し上げましたとおり、外構整備工事分といたしまして4,590万円増額し、限度額を22億5,750万円とするものでございます。また、第5条は重要な資産の取得及び処分でございます。県への売却用地の確定測量が終わりましたので、その結果、面積で679平米の増、1万7,171.11平米に改めるものでございます。

次に6ページ、7ページをごらんいただきたいといます。この6ページ、7ページはこのたびの補正にかかるキャッシュ・フローでございます。後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 11ページの外構工事整備、井戸掘り2,500万円に関連してお聞きをしますが、先ほどの質疑の中でもありましたが、前倒しでやる部分でありますけれども、要は仮設の駐車場については、多分この冬は機械除雪での対応だろうと思います。今後、県の施設を全部撤去して、そこに本格的な駐車場整備をするとしたときに、この井戸の水だけでは多分まず足りないであろうと思います。そうすると、この駐車場用の井戸はあと何本ぐらい掘って、どのぐらいかかるかという、そういう試算もなさっていると思いますけれども、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 先ほどの井戸の掘削深のところでも少し申し上げましたが、あそこが地下水規制区域になっていまして、新規の井戸は基本的には掘削ができないということです。補償の井戸が2本ございまして、今これは17号のバイパスにかかる補償井戸ということで、もう1つは町道に移設した関係でもう1本、補償井戸を掘れるのですけれども、井戸はその2本だけということになります。かなり消雪能力から言いますと足りないものですから、基本的にはその後の井戸の掘削は、今のところ計画には入ってございません。機械除雪で対応していきたいというふうに考えています。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 駐車場部分を機械除雪で対応、そのほうがいいのかと思いますけれども、接続の道路については、今現在であれば多分足りているのだろうという感じはします。やっぱりここまでが消雪で、ここからが機械除雪でということになると、なかなか勝手が悪いというような部分も出てくると思います。この部分がそれこそ井戸掘りが可能になるのか、でき

るようにするのかというところもあわせて、これも含めて検討中であるのかどうかお聞かせ願いたい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 ご指摘のように、病院の場合は救急がございますので、24時間常に救急車の受け入れができるという体制が必要なわけです。今の規制の中で掘削は可能なのかどうかというのは、ちょっと病院のほうではそこまでの判断はできかねますけれども、何とか今のこの2本の井戸で部分対応をして、今現在ですとあとは機械除雪で対応というのが基本になろうかと思えます。その後、本当にそういった道がもしあるのであればあれですが、今のところはそういったことで計画をしているところです。

○議 長 市長。

○市 長 この井戸につきましては先ほど触れましたように、現在ある井戸が40メートルぐらいですね。それを130メートルまで下げようということです。この1つの大きな狙いは、地下水の温度がそこまで下がりますと、1度、2度——確か2度ぐらい上がるのです。それで、水量は同じであっても消雪面積が大幅にアップすると、こういうことも今、一応見込んでおります。

ただ、計算上はそういうことになるのですけれども、これも本当に出てみてどの程度だというのがはっきりわかったところではありませんが、何とかそれで対応できるだろうと——これはだろっ話です。どうしても足りない、対応ができないということになれば、これは病院ですので、いろいろ申し上げて特例でも何でも使ってやらなければならないとは思っておりますが、確かそうならないで済むのではないかという今は思いでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 この売却をした土地については、多分、基幹病院の本体工事をした部分、要するに旧職員駐車場ではないかと思うのですが、その点をひとつ確認をしておきます。

それから、それらは大和病院の多分、事業費ということで関係する資産というふうに考えますと、大和病院の経営あるいは負債の部分に充当するほうが、私は会計上はわかりがいいのではないかというふうに感じるのです。要するに、大和病院の敷地を売って、そして新市立病院の整備に充当しているということが、どうも私は——さっき総額を尋ねる人がいましたけれども、何かちょっと違ってくるのかという気がするのですけれども、その辺、なぜそうするのかひとつお聞きいたします。

それから、先ほど基幹病院の問題に、タクシーのあれがないとかという話でしたが、それで市長は、基幹病院を設計する段階で私が質問した経過があるのですけれども、用地をどう設定して設計したらいいかという問い合わせがあったのに関して、フラットで考えてくださいと。要するに、大和病院はないものとして考えてよろしいですと、こういうことで始まった基幹病院の設計であります。

だがために、今言ったロータリーの部分がないとか、あるいは玄関の向きが違うのではな

いかとか、という苦情というか、感想が、今、私にも届けられているところでもあります。そういうことと、今度は最近の市長の言い方を言いますと、2年を見て大和病院をどうするかというような言動が今あります。そういうところが、2年先に大和病院のあそこが駐車場になるのかということになりますと、はてまたどういふふうになるのかというそこら辺のビジョンというか、計画がされていないで矛盾が起きてきているのかというふうに感じます。その点をどう——この会計で私は非常に不自然に思うのですが、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 前段のほうですけれども、大和病院と新しくできた市民病院は、これはもう会計は一つですよ。大和と分けてなんていうことはできません。そうすれば大和で全部今までの借金を背負っていってもらわなければならないわけですから、そういうことにはならない。病院会計の中で一つになるわけです。ただ、大和でどのくらい、市民病院でどのくらいということですから、一つの会計の中で分けてはこれから予算等は組んでいきますけれども、これはもう一つだと思っていただかなければ、大和病院は借金も残っているが、土地もおらのものだなんてそんな話はありませんから、もう、一つの病院と。そう考えていただかないと、特に大和地域の皆さんにそこは概念をきちんと変えていただくということがまず前提であります。それで全く問題ない。

それから、2番目の件ですけれども、当然基幹病院が今の大和病院のいわゆる建物まで含めて、すぐにそこに建てなければならないということでは、それはそれで結構ですという話をしていたのです。そうでなくて今はあそこに建ちましたから、これから大和病院のほうを40床に縮小して——これはしましたけれども、そして、不必要な部分は当然取り壊しをして、さっき事務部長が話をしましたように、屋根部分とかそういうことはきちんと整備をしていくわけで、それは何の矛盾もありません。ただ、それがちょっと遅れているというだけあります。全く矛盾をしたことはありません。

ですから、あと2年というのは、基幹病院が開院をして、そして大和病院が計画どおりの40床になって、診療科目も減らして、その中でどう大和病院の役割がそこで果たしていけるのか、あるいは必要とされてくるのか。もう、ほとんど必要がないということになれば全部撤去します。あの大和病院をやめます。必要がなければですね。必要であれば、ではあそこに残すのか、あるいは移転をするのか、これを1年、2年以内にきちんと決めていかなければならない、こういうことでもあります。私の頭の中では全く矛盾はないのですけれども、矛盾を感じられる方があるかもしれません。そういうことで改めてご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 お尋ねの売却の範囲ですけれども、先の地域医療対策調査特別委員会に資料提出をさせていただきました範囲ということで、大体、今の大和病院の正面玄関付近まで、今の本体建設場所から正面のあたりの駐車場までが入った範囲ということになって

います。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 会計上の問題で、会計は一つだといういい方をしますけれども、先ほどの説明がありましたように、何らかの対応をして負債の部分を減らすという話があります。まずはそういったところに充当したほうがわかりがいいというふうに私は言っているわけで、全部別々にしろとかそういう問題ではないのであります。市民病院の建設は市民病院の建設という形で特例債か何かと、いろいろなことが出るわけでありますので、私は売却した価格で売却益というものは、大和病院の今までの会計の中で処理するほうがよろしかったのではないかということについて見解を求めたわけであります。

そして、あとその用地について、あるいは立地等についての矛盾はないという言い方でありますけれども、当初からそういった計画をしているから、今、全然矛盾がないという話でありまして、必要でなければすぐにどこせばそれでいいのだと、こういう話であります。私はそうではなくて、医師団が分担をして、大和病院に5人の医師が残って、そしてどういう展開をしようかという中で、必要なればいつでも取り壊すなんていう話が出ること自体が計画がないというふうに言わせていただきたいですね。2年後にどうするなんていう話であったらとっくにその計画はできていて、建設はどうする、ではどういった、今、残したものを削る部分、解体する部分は表示して、我々に知らせているわけでありますので、それをどう活用して、どう整備するかという計画がきちんとならないから、そういう話になるのだというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 前段の件は、とにかく一つのいわゆる会計の中ですから、それはそうこだわることは私はない。ただ、まだこれから大和病院を取り壊した部分も含めて、まだ県のほうに売却する部分があるわけですから、それらも含めて病院事業の会計の中でトータル的に運用していくということです。

後段の件ですけれども、私は大和病院を取り壊すとかということで、必要がなければもうそこにいる必要がないということを言っているわけです。これは医師団の皆さん方にも当然そういう話をして、ですから今、140床と40床に分けて、この1日から始まったわけですね。そして、基幹病院は6月に始まっている。この中で、大和病院が40床という立場を持って、どう基幹病院と連携する、あるいは競合しないでやっていけるかというのは、これは患者さんの動向しかないわけです。我々がこうしてくれ、ああしてくれと言ったって、患者はこっちに行きたいといえはそっちに行くわけですから。

ですので、もし、大和病院という部分が必要なくなれば、これは当然そこに無理して建ておく必要がないわけですから、これは当然大和病院というその部分は消えていくと、これは当然のことを言っているまでで、別に何の矛盾もしていません。当然先生方もそのつもりです。ただ、必要であろうと、40床——40床を持てるかどうか別にわかりませんが、例えば診療所として必要なのかもわかりません。これは、ですから経過を見なければ、計画、

計画といたって、そんなに我々が作った計画のとおり患者さんの動向が出るわけではありませんので、これはその間、猶予期間を置いていただいて、それぞれ切磋琢磨していただく中で必要であれば当然残していく、こういうことを言っているまでです。

語気が強まりますけれども、大和病院、大和病院という、その概念をもう捨てなければ、市の一つの病院だという考え方を皆さんが持っていたかかないと、大和病院をどうするの、市民病院をどうするのなんていう話ではもう全く前に進まない、これだけはひとつご理解いただきたい。特に強く大和病院ということをおっしゃっている方は。これは長い歴史の中で使命が終われば、病院ばかりではありません、それは当然閉鎖をしていくということが選択肢に入るわけですから。

ただ、別に今、閉鎖をしようなんて言っていることではなくて、そういうふうな流れを見た中で、必要な部分をきちんとやっていく。じゃあ、今の場所でそれが必要なのか、あるいは移転をしたほうがいいのか、これも含めて検討をしていきたいと思います。松島院長ともその話をきちんとしてご了解をいただいてこうなっているわけですので、それはひとつ十分皆さんからもご理解いただきたいと思っております。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 基幹病院と住み分けをして、そして大和に 40 床が必要だと、こういう結論で動いているわけでありますので、大和、大和と言うのではなくて、大和の方々は基幹病院に全部行けばいいのだということではないのです。全てそういうふうにしてみるということになれば、それでは基幹病院がパンクするのです。そうではなくて、そこに存在をさせるということが、まず前提とあるならば、あと、じゃあどういう戦略を組むかということがそこにあるわけです。

私は常に指摘をしてきましたけれども、今、一番困っているのは、大和病院にあった療養病床がなくなっているのです。40 床でも、市長は 40 床の一般病床を使えなくはないのだからいいではないかという話をした経過があるのです。ですから、私はそうではなくて、そういうものにどう応えられるとか、あの建物をどう利用できるかというあたりを、きちんとでは計画しているのかどうかというそこが一番——そういう発言を安易にしてもらいたくないために、私はそれを聞くわけであります。

○議 長 市長。

○市 長 話があちこちに飛んでしまいますけれども、療養病床については、これは何度も地域医療対策調査特別委員会で説明申し上げているとおり、最終的には来年の 4 月から、堀之内で 50 床、新しくできた小出、ここが今度は療養病床 44 床を開設するわけです。ですから、今、八十数床のうち、94 床が整えられるということです。ですから、その時点になれば療養病床の問題はある程度解決していると。ただ、これから来年の 4 月まで小出病院が開院をしないわけですので、その間にご不便をかける部分もあります。ただ、今、大体この圏域内の病院やそういう皆さんのところからご理解をいただいて、それはもう終わっておりますよ。大和も当然それはある程度の受け入れをしなければならない。ですから、それは

もう不満はあるにしても、行きどころがないなんてことにはなっていませんから。

ですから、それとこれから大和病院がどうだ、こうだという話というのは、全く別の問題です。大和病院は元々療養病床を持つつもりがなかったのですから、ないのですよ。今 40 床の中で少しは持っていますけれども、これはもう解消をすれば、大和病院でそれを持つ必要がない。病院の経営上だけから見ると、療養病床ではないほうがいいわけです。しかし、今は 40 床の中で少しは持っている、こういうことであります。それは地域の実情を配慮している。

これが小出病院が開院したときに、どういうふうに変わっていくかと、これは、今、議員がおっしゃるように、物事を全て計算上で割って行って、ぼんぼんとできるということではない。生身の人間が判断することですから、しかも我々でなくて患者さんが判断することですから、その状況を見させてくださいということを今、申し上げているところであります。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 今の消パイの件での答弁がございました。病院事務部長の答弁によれば、今までの井戸の権利の代替ということで掘って、足らざる部分は機械除雪という話がありました。市長答弁では、そういう場合でもまだ足りないような場合であれば、特例でも設けてというような答弁があったと、私は聞いたのですけれども、大変大きな問題だと思っております。

なるほど 130 メートルという深度であれば、第 3 帯水層であれば 2 度程度の水温の増加は確かに見込めるかと思っております。こういうことの積み重ねですよ。これはやはり基礎データとして、市のほうで積極的にデータの回収、分析、あるいは試掘も含めてやっておかないと、これから特に駅西であるとかの住民の空洞化をどう防いでいくかというあたりの今後の展開になっていくわけでありますから、もう少し詳しくその辺の答弁がございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 どうしても患者さんの都合に支障が出る。しかし、あるいは今持っている井戸と機械除雪ではそれが対応できないという事態が発生するとすれば、これはやはり緊急事態でありますから、条例の中の部分、市長が特に認めるという部分も含めて、これは皆さん方のご理解をいただかないと、勝手に市長がやったということではなりません。そういうことも考えなければならぬことがあるかもしれませんということです。

それで、私も 130 メートルまで下げたときに、どの程度の温度が上がって、温度が上がった部分でどのくらい消雪面積が広がるのだということは、ちゃんと計算してあるか……（何事か叫ぶ者あり）今これから発表しますけれども、そういうことも含めて対応してみようということです。どうしようもないということになれば、これはどうしようもありませんので、皆さんにも、あるいは市民の皆さんにもお願いをしながら、新しい井戸を掘るのか、あるいは別の方法があるのか、考えていかなければなりません。相当数の面積の消雪は可能になるというふうに理解しておりますので、今まだそこまでは考えているところではないというこ

とをご理解いただきたいと思っております。では、事務部長、ちょっと。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 第2帯水層から第3帯水層まで掘り進むということで、実は3度ぐらいの上昇が見込めるのではないかというふうに、今のところ期待しているところです。消雪面積は水量からいいますと、大体1,300平米ほど、今までの48メートルよりも面積は対応可能だろうということです。

ただ、先ほども申し上げましたように、市民病院への期待も本当に大きなものがございまして、きのう外来診療を開始したばかりですけれども、市民の皆様から多くの予約ですとか、大きな期待を寄せていただいています。そういう意味では外構工事の計画は来年度になりますけれども、駐車場の面積もやはり一定程度増やす必要もあるのかなというふうに考えています。今後の診療状況を見ながら、その辺については確定をしていきたいと思っておりますけれども、何とか足りればということですが、そういった部分でまた不足が生じれば、やはり機械除雪も含めた対応を考えていくということになるかと思えます。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 決して事が市民病院だけにとどまることではなくて、新しい検証、検討の時代が始まってくるのだと思っています。先般、議会報告会がこの本庁舎でございました。六日町在住の市民の方から、何しろ井戸を掘らせてくれと、こういう声がやはり聞こえるわけです。それに対して、これは幸いといえますか、前議長のほうからこういうような民間からの要請もあるのですと、民間からの要請がこういう形で届いていますという形での答弁がございました。さまざま面で検討していかないと、これは空洞化を防ぐ、しかしながらそれによって地盤沈下が助長されるようであれば、本当にこれは将来に禍根を残すわけでありまして、私どもとしてみれば、本当に精緻な計測、試掘、全部組み合わせた中での、やはり納得のいくようなデータ、方向づけが、私は欲しいと思っています。この辺についての市長の、今回はそれがあある意味、試金石になるかもわかりませんから、ご決意のほどをお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 この問題はもう40メートルで規制して、そして新しく井戸を掘らないということにしてしばらくたっております。今おっしゃったように、民間の井戸関係の皆さん方からも一番悪い掘り方だと。40メートルといいますが、大体粘土層なのです。れき層がほとんどそこにはないのです。ですから、そこからどんどん水を上げるということになりますと、それはどんぶりの底だということですからいいのですけれども、やはりどうしても伸縮、収縮を増長すると。120から130メートルまで下がりますと、ほとんどの層がれき盤なのです。れきです。ですから、れきのところから水を持ち出せば、それは下から持ち出せば、上から沈むということ、水が減るということはわかりますけれども、そう大きな収縮にならないのではないかと、こういうご提言もあったところであります。地下水対策委員会のほうには、まだそこまでの話はしておりませんが、考え方の中では議員がおっしゃるように、抜本的に大転換をしていかなければ、旧六日町の井戸の規制区域の中は、まさにドーナツ現

象で人が住まなくなる、住めなくなる、そういう危機感は持っておりますので、検討は今、部内では少し始めたところであります。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 今から言うことではございませんけれども、なるほど一番安いのは地下水でございます。しかしながら、相対的に見て、さまざまな熱源ということも取りそろえながら、この議会の課題テーマとして一緒に検討していただければと思っています。また、多分同僚議員の中からでもさまざま声が上がってくると思っています。その辺のことを今後ともよろしくお願ひしたい。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論なしと認めます。討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 94 号議案 平成 27 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決することに決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 94 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 95 号議案 財産の取得についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは第 95 号議案 財産の取得につきましてご説明申し上げます。本案は廃棄物の最終処分場として借地をしておりました新堀新田字三国川原の土地を売買により取得するものでございます。当初予算でご決定をいただいておりますが、このたび地権者との合意が整い、土地売買借入契約書を締結いたしました。つきましては予定価格 2,000 万円以上、面積 5,000 平方メートル以上の土地の買い入れとなるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を賜りたいものでございます。

議案 1 ページをごらんください。1 の取得する財産の表示でございます。種別は土地、所在地は南魚沼市新堀新田 629 番 439 ほか 12 筆でございます。面積は 1 万 6,329 平方メートル、坪換算で 4,940 坪でございます。2 の取得価格は 3,265 万 8,000 円でございます。買収単価は 1 平方メートル当たり 2,000 円、坪では 6,611 円となります。不動産鑑定評価額とほぼ同額で、過去の市内の水田売買実例等も勘案し、地権者と合意したものでございます。3 の契約の相手方は記載の 5 名でございます。それぞれの契約相手方との買い取り面積、金額等に

つきましては、添付の土地売買仮契約書に別表として記載されております。

次のページ3ページになりますが、議案資料でございます。対象地の位置図と地番別の配置図でございます。めくっていただきまして5ページから9ページが、10月19日に締結いたしましたそれぞれの契約相手方との土地売買仮契約書の写しでございます。この中に別表といたしまして、契約ごとの買収面積と金額等が記載されております。

買収経過等につきまして記載はございませんが、若干説明をさせていただきます。当該買収地につきましては、旧六日町において昭和34年から借地により、最終処分場として廃棄物の埋め立てに使用してきた土地で、平成8年まで使用してきました。その後、覆土及び整地を行い平成11年に完了し、厚生労働省通知の一般廃棄物最終処分場における処理の適正化についての基準に基づき、環境調査を行いながら管理をしてきております。

現在のところ、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める命令の最終処分場の廃止基準に適合せず、国から不適切と考えられる最終処分場に位置づけられていることにより閉鎖ができず、これまでと同様に市の責任として、環境調査、測定そして管理を行っていかねばならない土地となっております。

この状況がどの程度続くか現状では見通しが立っておりません。この土地の賃貸借契約書では、返還時には原状の水田として返還するというようになっております。しかしながら、現実的には将来水田として返還することは不可能な状況と判断させていただいたものでございます。最終処分場の閉鎖が見通せなく、返還も不可能と判断している中で、買収により将来負担を軽減させたいことから、地権者に売却をお願いし、このたび同意を得たものでございます。

取得後の土地につきましては市として責任を持って、今まで同様の管理を継続するとともに、平成23年の豪雨災害時の教訓からこの土地を災害時などの廃棄物や土砂等の一時保管場所として有効に活用していきたいと考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 このところ、ちょっとわからないところがありまして、今、経過を説明していただきましてある程度わかりました。ただ、心配なのはこの土地については適用性基準からすると、なかなか水田としての返還が難しいので、今までどおり市で管理をしながらというような話です。けれども、一番心配なのは、この土地はそれで済むかもしれませんが、隣接するあたりの状況はどうなのかというのがちょっと私は気になるのです。この土地のところはわかりましたが、その隣接土地についての状況やら、取り扱いやらで問題になっているところがあるのか、対応があるのかということだけをお聞かせいただきたい。

○議 長 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 この処分場については当然水質検査、それからガスの発生等を毎年検

査しておりますし、近隣の井戸についても水質検査をしております。現状、そういったこと、周りの、周囲の状況も管理をして検査をしておりますので、現状、私どもは特に問題は発生していないというふうに理解しております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 契約どおりにはできなくなったということです。もし、契約どおりに復田するにはどれぐらいのお金かという話で、若干調査をさせていただきましたが、1億円以上かかるだろうという話をお聞きしました。そうした中でこれから市が借り続けるよりも、そうせざるを得ないと、こういうことが結果のようであります。けれども、私はこのまま管理していることによって安全性と申しますかが保てるのか、あるいはまた無害化をしていく取り組みはどういうことを考えておられるのか。広大な土地でありますので、何らかの利用があつて税金を使うという形でないと、どうもただ保管しておくだけだと、災害時のための備えだなんていう話だけではいかななものかというふうに思うのですがどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 今、総務部長が提案理由で申し上げましたように、表面上は何ともないわけですから、例えば何かを建てるとか、そういうことは現状では可能ですけれども、ただ法律的にそれはだめだということです。そこで、これがではどのくらい経年すれば適合していくのかという、これはちょっとわかっていないわけでありまして、こういうことも含めて、徐々に薄まっていくからいいやということになるのか、もうこれは永久にこのままですとそのままですよということになるのか、これは見極めなければならないと思っております。

そして、以前にもちょっとこういう話が出たのですけれども、どうしてもということになれば、あそこの土砂を全部搬出して、溶融炉で焼いて、そして新たに埋め戻すと。そして上を使うと、今の状況の中ではこういうことになるわけであります。ですので、それもなかなか今は現実的ではありませんので、当面はそういう災害時の資材の仮置き場とか、残土仮置き場とか、そういうことで利用していくほかにはないだろうということでもあります。

しかし、相当広い土地でありますので、何らかの使用方法はいいのか。例えば、あそこでそういうことが必要になるかどうかはわかりませんが、駐車場とかそういう部分であれば、そう確か利用に際しての制限はないような気がしています。車をとめておくとか、何かひとつ考えていかないと、おっしゃったようにまた50年も100年も向こうへこのまましていくのだという話になると、ちょっとやはり市民の皆さんにも申しわけがありませんので、何らか考えてはいきたいと思っておりますが、まだ決定的な対策を打ち出すには至っていないという現状であります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 確かに焼いて埋め戻すという壮大な話もあるのですけれども。今、放射能等でもいろいろ封じ込めということがありますよね。封じ込めという形が可能なのかどうかという、それほどまた有害なのかどうかということが我々はわからないのですが、封じ込め

ることによって、何らかの利用ができるのか。我々建築でいうと、アスベストなんかは、既存の建物をどうするかということになると、表面材で覆ってしまうのです。封じ込めして、飛散しないということで使用可能という形がいわれております。

ですから、その環境基準というのが、そういうものは絶対だめなのだという形なのかどうか。それは埋立地と、そうなる则全世界が埋立地。要するに東京湾岸なんて全部埋め立てなわけですから、そこが有害であるかないかなんていう話は、ちょっとその時代の問題といわれればそれまでですけれども、そういった可能性というものを常に追求して、そして何らかの安全で利用する方法というのは、やはり考えていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 その封じ込めという方法が可能であれば、それは何らかの方法があると思う。ただ、あそこはご承知のように、昔、す掘りをして、穴にしたところへどんどんと何でもかんでも入れ込んだわけです。そして焼いたり、ですから、下が抜けているのです。もし、下に——いわゆるその当時にコンクリートでもきちんと打って、そういうふうにしておけば、またそういうことも可能であったかもわかりません。全く今は下へ抜けていますから、例えばそこで地下水を汚したりとかそういう部分が出ているわけです。ですからこれからそれを封じ込めるといって、1回下まで全部取って、そこをまたコンクリートを打たなければならない、そういう問題になります。それはまさに現実的ではないわけです。でも、何か方法があると思っているのです。何か方法があると思っていますので、それをもうちょっと模索させていただきたいということでご理解いただきたいと思ひます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今ほどの土地につきましては、これから購入をしましても、今まで同様に管理をさせていただくということで、その中には当然のことながら、水質調査を行っていきますし、それから近所、近くの井戸の水質調査も同様に継続していきます。

それで、今なぜ閉鎖ができないかといいますと、井戸に害のある物質が検出されているから、これが閉鎖できないという状態ではありません。メタンを初めとするガスの噴出があるから、これについてはまだ閉鎖をすることができないという基準になっております。井戸の調査においては、その辺の有害物質は検出されておひませんので、この土地につきましては、国の法律に基づいて、基準に基づいた閉鎖の状態になれば閉鎖をいたしますが、それが今のところまだ見込めないということで、今後も継続をしていきたいというふうには考えています。

それから、利用につきましては、先ほど平成23年の水害というお話がありましたけれども、これも皆さんもご存じのとおり、新堀新田だけではなくて市内の何か所かにおいて、土砂を積み立てさせていただきました。これについては、最初から想定をされた部分ではなかったわけなのですけれども、結果としては大変有効に、その土地がなければなかなか災害復旧のほうも進まなかったのではないかということで、今後はそういう形でもって使っていきたいというふうには考えておひます。

○議 長 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 1つ補足させてもらいます。国の基準の考え方なのですが、現在、水質それからガス等も検出している中で、これは環境基準上、有害なものということでは全くありません。全く問題ないのですが、現状、国の考え方として、ガスについては出ていけばだめだと。出ない状態になって閉鎖ができますという国の基準の考え方で、これ自体も平成10年3月5日の通知によっているものでして、今後どの時点で変わるかということも考えられます。ただ、いつ変わるかというのがはっきりしませんので、現在埋まっているものについても、異常な水質があるとか、異常なガスがあるとかということではございませんので、その辺ご承知おき願いたいと思います。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 今、ガスという話がありました。私もちょうど4年前の5月の始めでしたか、震災の被災地に行きました。釜石のほうで、つい二、三日前に、床下にたまった津波の汚泥ですか、あれのおかげでおばあちゃんが1人亡くなったという話を聞きました。やはり怖いものだと私は思いますが、今、伺いましたら、毒性の強い硫化水素とかでなくてメタン程度だという話がありましたけれども、これは基準に比べて今出ているメタンの量というのはどのくらいかひとつ聞かせてください。これが1点です。

それから、通常、収用あたりで購入する土地については、かなり税の減免の額が大きく出ているわけでありますが、今回この程度、2千何百万というこの程度の買収に対しての税金というのはどうなっているのかということも聞かせてください。

それから、今何かの資材置き場程度であれば市のほうでも使っていけるという話がありました。仮にこれは民間のそういう資材置き場とか、そういう事業に対しての有償での貸しつけのお考えがあるのかどうか、それも含めて聞かせてください。

○議 長 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 現在検査しているガスですが、酸素、窒素、二酸化炭素、メタンの4項目を検査しております。特に酸素自体はそんなに問題はありませんが、一応二酸化炭素とメタン、これが若干出ているということで、検査のやり方の単位としては、二酸化炭素が0.8、もしくは1%程度、メタンがやはり0.1程度ということで、これが先ほど申し上げましたように、環境基準に比べると相当低い数字でありますけれども、国のほうで幾らまでならよくて、幾ら以上がだめだということの見解に今はなっておりません。これ自体が少しも有害でない状態で、多少出ても問題ないと国の判断があれば、閉鎖ができるということでございます。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 税金の関係ですけれども、こちらにつきましては、公有地拡大の推進に関する法律に基づきまして、いわゆる特別控除で1,500万円控除を適用させてもらっております。

それから、資材置き場等の有償貸し付けということなのですけれども、こちらにつきまし

ては、何かあったときにすぐ撤去ができないような堅固な建物等については、建設ができないものと思っておりますけれども、何かあった場合についてはすぐに動かせる動産、それから簡易な置き場等であれば、問題がないものだろうというふうに考えております。そういう私どもの管理に支障がないようなもので、そういう希望があった場合については検討していきたいというふうに考えております。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 ガスの点ですよね。環境省に4年、私どもの市から職員の出向が過去ありました。その後の経過について私も知っておりますけれども、要するに道はついているわけです。例えばこういうことについて、国のほうの基準では健康に害がない程度であるのがここに出ている、そのレベルである。何とかこの辺のことを現実に合わせて緩和してくれと、使わせてくれというような要望は考えていないのですか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 確かにせっかくの土地ですので、現実問題として害がないことが数年にわたって確認されているわけですので、そういう土地について基準を定めないがために使用ができないということは損失だというふうに考えております。話は違いますが、私も、廃棄物の関係でもやはりちょっと矛盾するような国の政策もあつたりしますので、そういうときには市長会を通じて要望しております。また今後、この案件についても要望していきたいというふうに考えております。

○議 長 26 番・若井達男君。

○若井達男君 ようやくこの新堀新田の埋立地が取得できるということになって、私は大変いいことだというふうに思っております。一言言うならば、取得しなくても、今ほど話が再三出ておりますガスの検査、水質検査等それと合わせて地代を含めると毎年 500 万円からの金が、この新堀新田埋め立て用地だけでかかっているわけです。

合併前の井口市長が井口町長時代に、やはり一般質問でこれを取り上げました。何とか取得できないか。取得した上でその先は考えるということで、そして、やはりその当時は先ほど市長の答弁にありましたように、これから新しくつくる溶融炉で溶融するのだという答弁があつたもので、それだったらいいでしょうと。しかしながら、それに適した炉ではなかった。そのときも私は鎧漕クリーンセンターの話をしました。鎧漕クリーンセンターがその少し前に竣工してございまして、そして巻町にやはり埋立地があつた、これを数年かけて溶融して、それをもとに戻したということなものですから。

そこで私が何を言うかということなのですが、今、2市1町でことしの2月に平成35年に向けて焼却炉の対応を、それぞれが共同でやっということがスタートしているわけですので、どこかでこれはきちんとやらなくてはならない。借地のままずっとやっというわけでは、100年たっても借地で解決はつかない。そういうことで、この平成35年をめどに今進めているごみ焼却の中に、ひとつこれらの処分、処理を考えた中で進めていけないか。この点について市長はその辺はどのようなお考えでいますか。すぐに、確かに出る結論ではないと思

ますが、当然のことながら、溶融が私は一番だと思っておりますがいかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 新しい焼却施設につきましては、今ようやく湯沢、魚沼市等とも事務方でいろいろ話が進んでいるところであります。そういうことも含めて機種の選定をしていかななくてはいけないわけでありますので、今ここで私が予断をもってそう鎧漕方式にするとか、それはちょっと申し上げられませんが、念頭には置いて——こればかりではない問題もまたいずれは発生するかも知れません。そういうことも念頭に置きながら、慎重に、なおかつ迅速にその方向性を定めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 先ほども言いましたが、やはりこの解決は溶融だというふうに考えています。それで、巻町は、先ほども触れましたが、これはやはり単年度で処分しているのではないですね。一般の焼却物がない、少なくなったその合間を見て掘り起こして、掘り起こし土で持ち込んで、数年かけて——多分3年ぐらいかかったと思いますけれども、それで溶融して埋め戻しをしたということです。これからは地代はかからない、その過程で水質、ガス検査ということはついて回るわけですが、これらもそれによって必要なくなる。また、その上の土地の再利用というものが考えられるわけですし、場合によっては必要な手挙げがあれば売却もその時点では今度は可能になるわけです。やはりこれはひとつ、まさに原点に戻る、もとに戻すというのが私は原則だと思っておりますが、そういう方向でひとつまた進めていただきたいと思っております。

○議 長 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 担当として、今の2市1町の話し合いの中では、この現在の新堀の処分場については、これを新しい炉で焼却して解消するとかということは、現状は考えておりません。というのは、この処分場自体が非常に有害な重金属でありますとか、化学物質でありますとかそういったものが入っているのであれば、それはもうどうしても掘り起こすなりをして処分ができる処分場に移すということが必要だと思います。が、新堀については、環境に影響を与えない一般廃棄物が埋まっております。今現在そういったものから、もし、有害な物質等があれば、水質検査、それからガスの検知というのに出てきますので、現状はこのまま安定化をしていって閉鎖をして、跡地利用をしていくというふうに現在は考えております。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 それは事務方の考え方なのです、事務方ではですね。しかし、これは新堀新田ばかりのことではなくて、これはまだうちだって清水とかいろいろなところがあったり、ほかの地域もそれはあるかも知れません。ですから、考えていないというのは、それは事務方でありまして、一応考慮しながら検討を進めると私が申し上げているわけですから、当然考慮していくということをお願いいたします。

○議 長 26 番・若井達男君。

○若井達男君 やめておこうかと思ったのに、今ほどまた対策室のほうから答弁がありましたので。私は全く市長のおっしゃるとおりだと思っています。私は小さいときからあそこの隣にずっといたのです。今でもいますけれども。一番初め、まだし尿処理場ができなかったときには人糞の溜池だったのです。そしてし尿の処理場ができて、そっちにし尿が行った。今度はその後どういうふうにしようかということで、それこそ一般廃棄物、また家屋の廃材、それを燃やした。灰になっていますよ。そういうことで確かに課長がおっしゃるとおり、これはそういう毒物とか危険物が入っているところではないわけですが、しかし、放つてはおけないのです。

溶融が一番簡単です。溶融にもっていってもさほど時間、費用がかかるものではない。あそこに入っているものは一番溶融しやすい。そんなものですから、これから、今、始まったばかりの2市1町の焼却施設については、市長が言われるように、これは清水にもありますし、また南魚沼市だけでなく、埋立地というのは湯沢にもあるのですよね、あのグラウンドのところ。そういうところがそれによって可能というふうになるのです。そういう方向に向けてやる、進む、これが政治だと思います。以上です。答弁は結構です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第95号議案 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、95号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、第96号議案 南魚沼市監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、桑原圭美君の退場を求めます。

〔桑原圭美君退場〕

○議 長 本案についての提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第96号議案につきまして提案理由を申し上げます。このたび、平成25年11月から議会議員のうちから選任する監査委員としてお務めいただきました中沢一博氏が10月31日をもって退任されました。この後任の監査委員の選任につきまして地方自治法第196条第1項の規定に基づき、ご同意をお願いしたいものであります。議案にもございます

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして平成27年第2回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。

[午後2時42分]